

## ○ 農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2218 号農林水産省農村振興局長通知） 新旧対照表 （案）

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p data-bbox="423 344 772 373">農村地域防災減災事業実施要領</p> <p data-bbox="544 413 1113 477">平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号 最終改正 <u>令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2934 号</u></p> <p data-bbox="80 517 219 545">第 1 【略】</p> <p data-bbox="80 587 219 616">第 2 定義</p> <p data-bbox="114 624 315 684">1 【略】 ア～キ 【略】</p> <p data-bbox="152 692 1113 756"><u>ク 棚田地域振興法（令和元年度法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u></p> <p data-bbox="114 798 219 826">2 【略】</p> <p data-bbox="80 866 300 895">第 3～第 11 【略】</p> <p data-bbox="80 935 412 963">第 12 固定買取制度との調整</p> <p data-bbox="114 971 219 1000">1 【略】</p> <p data-bbox="114 1040 1113 1315"><u>2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 8 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u> <u>（1）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。</u> <u>（2）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p data-bbox="80 1355 241 1383">第 13 その他</p> <p data-bbox="114 1391 266 1420">1～6 【略】</p>	<p data-bbox="1471 344 1821 373">農村地域防災減災事業実施要領</p> <p data-bbox="1585 413 2154 477">平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号 最終改正 <u>令和 2 年 1 月 30 日付け元農振第 2741 号</u></p> <p data-bbox="1137 517 1276 545">第 1 【略】</p> <p data-bbox="1137 587 1276 616">第 2 定義</p> <p data-bbox="1171 624 1373 684">1 【略】 ア～キ 【略】</p> <p data-bbox="1218 692 1294 721">【新設】</p> <p data-bbox="1171 798 1276 826">2 【略】</p> <p data-bbox="1137 866 1357 895">第 3～第 11 【略】</p> <p data-bbox="1137 935 1469 963">第 12 固定買取制度との調整</p> <p data-bbox="1171 971 1232 1000">【略】</p> <p data-bbox="1171 1040 1249 1069">【新設】</p> <p data-bbox="1137 1355 1299 1383">第 13 その他</p> <p data-bbox="1171 1391 1323 1420">1～6 【略】</p>

<p><u>7 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>8 浸水想定区域図（ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。）を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>9 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。</u></p>	<p>【新設】</p>

<p>要領別紙1～要領別紙15 【略】</p> <p>要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用）</p> <p>第1 【略】</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1・2 【略】</p> <p><u>3 農業水利施設安全対策推進計画の策定</u></p> <p><u>4 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備</u></p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1、2及び3の事業にあつては、都道府県</p> <p>2 第2の4の事業にあつては、都道府県又は団体</p> <p>第4 実施要件</p> <p>第2の1及び2の事業にあつては、都道府県知事が別紙16別記様式第1号の農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること。</p> <p><u>第2の3の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。</u></p> <p><u>第2の4の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。</u>また1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</p>	<p>要領別紙1～要領別紙15 【略】</p> <p>要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用）</p> <p>第1 【略】</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1・2 【略】</p> <p>【新設】</p> <p><u>3 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備</u></p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1及び2の事業にあつては、都道府県</p> <p>2 第2の3の事業にあつては、都道府県又は団体</p> <p>第4 実施要件</p> <p>第2の1及び2の事業にあつては、都道府県知事が別紙16別記様式第1号の農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること。</p> <p>【新設】</p> <p>第2の3の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、<u>以下の要件を全て満たすものであること。</u>また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。</p>
---	--

となること。ただし、定額補助により整備を実施しようとする場合は以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。
- (2) 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。
- (3) 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。
- (4) 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。

(削る)

(削る)

#### 第5 事業の実施

第2の1及び2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16 別記様式第1号を提出するものとする。

第2の3の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16 別記様式第2号を提出するものとする。

第2の4の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号、別紙16 別記様式第2号及び別紙16 参考様式第1号を提出するものとする。

- (1) 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。
- (2) 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。
- (3) 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。
- (4) 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。

(5) 過去に湛水若しくは溢水が発生又は水防法（昭和24年法律第193号）第14条に定める洪水浸水想定区域等に位置する農業水利施設であること。

(6) 避難箇所、避難経路に近接する農業水利施設であること。

#### 第5 事業の実施

第2の1及び2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16 別記様式第1号を提出するものとする。

**【新設】**

第2の3の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙16 別記様式第2号を提出するものとする。

要領別紙 1 別記様式第 1 号～要領別紙 16 別記様式第 1 号 【略】

要領別紙 16 別記様式第 2 号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事  
市町村長  
土地改良区理事長

農業水利施設の安全対策実施方針（変更注1）

農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 16 の第 5 に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定（変更注1）したので提出します。

対象施設及び対策内容

施設名注2	対策内容

注 1 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

注 2 農業水利施設安全対策推進計画の策定の場合は記載不要。

注 3 別途、実施要件を満たすことが確認できる資料を、添付するものとする。

要領別紙 1 別記様式第 1 号～要領別紙 16 別記様式第 1 号 【略】

要領別紙 16 別記様式第 2 号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事  
市町村長  
土地改良区理事長

農業水利施設の安全対策実施方針（変更注1）

農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 16 の第 5 に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定（変更注1）したので提出します。

対象施設及び対策内容

施設名	対策内容

注 1 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

【新設】

注 2 別途、実施要件を満たすことが確認できる資料を、添付するものとする。

農業水利施設安全対策推進計画

1 対象地域

本計画の対象となる地区や市町村

2 安全対策の優先度の設定基準

1 安全対策の優先度の考え方	
2 対策の優先度	優先度 基準
優先度 A	<u>1 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。</u> <u>2 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。</u> <u>3 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。</u> <u>4 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。</u>
優先度 B	<u>(記載例)</u> <u>・優先度 A には該当しないが、早急に整備が必要な箇所</u> <u>・施設管理者や農作業者の労働安全面で安全対策が早急に必要箇所</u>
優先度 C	<u>(記載例)</u> <u>・優先度 A、B には該当しないが、安全施設の整備が必要な箇所</u> <u>・危険箇所への注意喚起の看板等の設置やポスターの配布を行う箇所</u>

3 農業水利施設安全対策マップ

※対策の実施箇所については、優先度が分かるように記載すること。

4 農業水利施設の安全対策一覧

地区名	市町村	事業実施主体	事業実施内容	実施年度(計画)	優先度	備考
〇〇地区	〇〇町	〇〇改良区	〇〇用水路	〇〇年度	A	

※安全対策が必要な施設の位置付けに際しては、安全施設の整備が必要な施設を網羅的に記載する

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、令和2年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和2年10月末日までとする。
- 3 令和2年度当初予算の成立日前に採択された農業水利施設危機管理対策事業のうち、農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備の取扱いについ

ては、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について（令和2年4月1日付け元農振第2934号農林水産省農村振興局長通知）の施行後も、なお従前の例による。

4 要領第3の2の(13)の農業水利施設危機管理対策事業の着手期間は平成31年度から令和2年度までの2年間とするが、農業水利施設における安全対策を実施するものについてはこの限りではない。